

委託業務仕様書

1 委託業務名

銭湯応援プロジェクトに係る企画及び運営に係る業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限

9,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（令和7年度：6,500千円、令和8年度：2,500千円）

4 委託業務の内容

(1) スタンプラリーイベントの企画、運営業務

ア 概要

多くの市民が、京都ならではの銭湯文化に親しむことができるよう、二十四節気ごとに銭湯を巡ってもらえるスタンプラリーイベントを企画し、運営する。

イ 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、スタンプラリーイベントの期間は令和7年12月以降の本市、京都府浴場組合、受託者で協議のうえで決定した日から1年間

ウ 業務内容

（ア）ポスター・チラシの作成及び広報活動

事業概要等を記したポスター及びチラシを作成すること。

また、当該ポスター等を活用し、紙媒体で広報活動を行うとともに、各種情報誌、ウェブサイト、公共交通機関等にこれらの広報物の提供・周知依頼を行う、SNS等を活用するなど、紙媒体にこだわらない効果的な広報を実施すること。

（イ）スタンプの作成

京都府浴場組合に加盟する市内の銭湯（令和6年度末時点：80施設）をラリースポットとし、ラリースポットごとに異なる版面のスタンプを作成するとともに、予備のスタンプを作成する等して、スタンプの故障時に速やかに対応できるようにすること。

（ウ）スタンプ台紙の作成

ラリースポットごとのスタンプ枠を設けるとともに、京都銭湯の魅力を感じられ、スタンプラリー参加記念として残せるデザインの台紙を作成すること。

（エ）特典の用意

銭湯の利用促進につながる商品を用意し、当選者に発送すること（調達費及び送料は受託者が負担するものとする。）

(オ) 運営体制等の確保

業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を確保し、確実に業務遂行できる体制を備えること。

(カ) 業務の取りまとめ

業務終了後、実績報告書（実施内容、参加者の推計値、参加者の意識調査結果、事業効果について記載し、写真等を掲載したもの。）を作成し、京都市に提出すること。

(キ) その他

- ・本業務の遂行上必要な場合は、必要な手続・届出等（例：道路占用許可申請、敷地・施設管理者への届出等）を実施すること。
- ・本業務の実施に当たり関係する法令（例：景品表示法等）を遵守すること。
- ・原則として、本業務に必要な物品等は受託業者が用意すること。
- ・契約後、速やかにスケジュール等の詳細について協議すること。また、事業の進捗等について、適宜、報告・協議を行うこと。
- ・企画、実施及び広報業務の実施に当たっては京都市と協議し、事前に承認を得ること。
- ・本業務の実施に当たって必要な場合は、京都府浴場組合と打合せ・情報共有を行い連携すること。

(2) キックオフイベントの企画、運営業務

ア 概要

スタンプラリーイベントの実施に先駆けて、多くの市民にイベント内容及び銭湯の魅力を発信するためのキックオフイベントを企画し、運営する。

イ 開催日時及び開催場所

開催日：令和7年11月30日（日）午後

場 所：提案による※

※京都市でも候補地として京都市役所前広場（無料）を確保している。

ウ 業務内容

(ア) 設営

- ・イベントに必要なステージ等を準備すること。
- ・登壇者用の控えスペースを確保すること。
- ・開催場所の利用規約の定めを遵守すること。

(イ) 実施内容

- ・京都市長、京都府浴場組合理事長及びその他銭湯に親和性のあるゲストによる銭湯に係るトークイベントを行うこと。
- ・イベントの内容に応じ、出演者を確保すること。

(ウ) 進行及びステージ管理

- ・音響等の操作を行うこと。
- ・司会者を確保し、当日の進行を行うこと。
- ・京都市と協議のうえ、イベントの進行に係る台本を作成すること。

(オ) 広報関係

4(1)ウ(ア)と同じ

(カ) その他

4(1)ウ(キ)と同じ

5 留意事項

- ・ イベントの実施に当たっては、企画提案書の内容にかかわらず、受託者が企画内容を京都市と調整し、その承諾を得ること。
- ・ イベント会場の使用に際し、受託者が自己の責めにより損害を与えたときは、受託者がその責任を負うこととし、損害を負担すること。
- ・ 企画提案書に特段の記載がない場合、納品された成果物や、委託業務に関する企画提案書等の著作権は、すべて京都市に譲渡するものとする。
- ・ 第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

6 支払い

(1) 見積り

見積りの金額については、本事業の実施に当たり発生する作業に係る全ての経費の合計金額とし、追加費用は一切請求できないものとする。

(2) 支払方法

ア 令和7年度

令和7年度内に実施する委託業務終了後、委託業者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に支払うものとする。

イ 令和8年度

委託業務等の終了後、委託業者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に支払うものとする。

7 スケジュール（予定）

<スケジュール>

令和7年	6月下旬	契約、イベント企画準備開始
	9月中旬	広報発表
	11月30日（日）	キックオフイベント開催
	12月	スタンプラリーイベント開始
令和8年	12月	スタンプラリーイベント終了
令和9年	1～2月	景品発送
	3月31日	実績報告書の提出期限